

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）	1
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	3
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	8

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
 - 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
 - 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
 - 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
 - 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
 - 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを用する。
 - 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（事務次官及び庁の次長等）

- 第十八条 各省には、事務次官一人を置く。
- 2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。
 - 3 各庁には、特に必要がある場合においては、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令でこれを定める。
 - 4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

（内部部局の職）

- 第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
- 2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。
 - 3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
 - 4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、

職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くとときも、同様とする。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）

第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）

第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）

第三目 国土政策局（第六十二条―第六十九条）

第四目 不動産・建設経済局（第七十条―第八十一条）

第五目 都市局（第八十二条―第九十条）

第六目 水管理・国土保全局（第九十一条―第一百四条）

第七目 道路局（第一百五条―第一百十三条）

第八目 住宅局（第一百四十四条―第二百一十一条）

第九目 鉄道局（第二百二十二条―第二百二十九条の二）

第十目 自動車局（第三百三十条―第三百九条）

第十一目 海事局（第四百十条―第五百六条）

第十二目 港湾局（第五百七条―第六十三条）

第十三目 航空局（第六十四条―第八十一条）

第十四目 北海道局（第八十二条―第八十九条）

第十五目 政策統括官（第九十条）

第三節 審議会等（第九十一条）

第四節 施設等機関（第九十二条―第二百五条）

第五節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六条―第二百八条）

第二款 北海道開発局（第二百九条―第二百一十一条）

第三款 地方運輸局（第二百十二条―第二百六条）

第四款 地方航空局(第二百十七条・第二百十八条)

第五款 航空交通管制部(第二百十九条・第二百二十条)

第二章 外局

第一節 観光庁

第一款 特別な職(第二百二十一条・第二百二十二条)

第二款 内部部局(第二百二十三条―第二百二十四条の十)

第二節 気象庁

第一款 特別な職(第二百二十五条)

第二款 内部部局(第二百二十六条―第二百三十三条)

第三款 施設等機関(第二百三十四条―第二百三十九条)

第四款 地方支分部局(第二百四十条―第二百四十二条)

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職(第二百四十三条)

第二款 内部部局(第二百四十三条の二―第二百四十三条の九)

第四節 海上保安庁

第一款 特別な職(第二百四十四条・第二百四十五条)

第二款 内部部局(第二百四十六条―第二百五十三条)

第三款 施設等機関(第二百五十四条―第二百五十七条)

第四款 地方支分部局(第二百五十八条・第二百五十九条)

附則

第二款 内部部局

(部の設置)

第二百二十六条 気象庁に、次の五部を置く。

総務部

予報部

観測部

地震火山部

地球環境・海洋部

(総務部の所掌事務)

第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 広報に関すること。
- 五 気象庁の保有する情報の公開に関すること。
- 六 気象庁の保有する個人情報保護に関すること。
- 七 気象庁の行政の考査に関すること。
- 八 気象庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 九 気象庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十 気象庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十一 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 十二 気象庁の機構及び定員に関すること。
- 十三 気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 十四 気象庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十五 気象庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十六 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。
- 十七 気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。
- 十八 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、気象業務に係るものに関すること。
- 十九 気象業務に係る国際協力に関すること。
- 二十 国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。
- 二十一 交通政策審議会気象分科会の庶務に関すること。
- 二十二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（第二百三十条第一号において単に「地震動」という。）に限る。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。
- 二十三 気象予報士に関すること。
- 二十四 民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。
- 二十五 前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(予報部の所掌事務)

第二百二十八条 予報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 気象通信に関すること。
- 三 気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

（観測部の所掌事務）

第二百二十九条 観測部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する**磁気**射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 気象衛星を利用して行う気象業務に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 気象測器その他の測器に関すること（地震火山部及び地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

（地震火山部の所掌事務）

第二百三十条 地震火山部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること。
- 二 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- 三 地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- 四 地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること。

（地球環境・海洋部の所掌事務）

第二百三十一条 地球環境・海洋部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 気候の予報に関すること。
- 三 前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関すること。
- 四 気候に関する情報の収集及び発表に関すること。
- 五 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- 六 大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象（以下この条において「地球規模の気象」という。）並びにこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

- 七 海上気象、海水象及び地球規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- 八 第三号に掲げるもののほか、海面水温並びに海流及び海水の状況の予報に関すること。
- 九 気象庁に所属する観測船に関すること。
- 十 離島における気象業務に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 海水象並びに地球規模の気象及びこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器に関すること。

（気象庁の課等の数）

第二百三十三条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

総務部	部	数
予報部		四
観測部		三
地震火山部		四
地球環境・海洋部		三

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

総務部	部	数
地球環境・海洋部		一人

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

第十二条 法第六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国の機関若しくは部局（以下「国の機関等」という。）であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合（再就職者が離職前五年間に当該国の機関等以外の国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。）又は離職前五年間に同欄に掲げる職に就いていた場合（再就職者が離職前五年間に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。） 同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの

二 再就職者が離職前五年間に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員

イ 国家行政組織法第二十一条第四項前段に規定する総括整理する職又は同条第五項前段に規定する総括整理する職

ロ 内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官

ハ 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条の二第一項に規定する公文書監理官

ニ 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は政策立案参事官

ホ 内閣府設置法第十七条第八項に規定する総括整理する職又は同法第六十三条第四項前段に規定する総括整理する職

ヘ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項に規定する総括整理する職

ト 公正取引委員会の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官、政策立案総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官又は参事官

チ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十六条第三項に規定する総括整理する職

リ 会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は審議官

三 再就職者が離職前五年間に官房総括整理職等又は旧官房総括整理職（次に掲げるものをいう。以下同じ。）に就いていた場合 当該再就職者が当該官房総括整理職等又は当該旧官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者がこれらの職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する役職員

イ 国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号）による改正前の国家行政組織法（次条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において「旧国家行政組織法」という。）第十九条第三項前段に規定する総括整理する職

ロ 会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官

四 再就職者が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合 当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員

員が属する局等組織（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する役職員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等に就いている職員

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

第十四条 法第六十六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又は前条で定める職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に国の機関等であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合（再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に当該国の機関等以外の国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。）又は離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。）又は離職した日の五年前より前に同欄に掲げる職に就いていた場合（再就職者が離職した日の五年前より前に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前より前に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。） 同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの
- 二 再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等が置かれている場合 当該官房総括整理職等（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている職員
- 三 再就職者が離職した日の五年前より前に官房総括整理職等又は旧官房総括整理職に就いていた場合 当該再就職者が当該官房総括整理職等又は当該旧官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者がこれらの職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する役職員
- 四 再就職者が離職した日の五年前より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合 当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する局等組織（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する役職員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職等に就いている職員

別表第二（第十二条、第十四条関係）

内閣法制局	内閣法制次長
人事院	人事院の事務総長
内閣府本府	内閣府の事務次官 内閣府審議官
宮内庁	宮内庁次長
公正取引委員会	公正取引委員会事務総長
警察庁	警察庁長官 警察庁の次長

金融庁	金融庁長官 金融国際審議官
総務省	総務事務次官 総務審議官
消防庁消防大学校	消防庁長官 消防庁の次長
消防庁の次長	消防庁消防大学校の職員
法務省	法務事務次官
出入国在留管理庁入国者収容所	出入国在留管理庁長官 出入国在留管理庁の次長
出入国在留管理庁の次長	出入国在留管理庁入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員
公安調査庁公安調査庁研修所	公安調査庁長官 公安調査庁の次長
公安調査庁の次長	公安調査庁公安調査庁研修所又は公安調査局の職員
外務省	外務事務次官 外務審議官
財務省	財務事務次官 財務官
国税庁税務大学校	国税庁長官 国税庁の次長
国税不服審判所	国税庁長官 国税不服審判所、国税局又は沖繩国税事務所の職員
国税局	国税庁長官 国税局又は沖繩国税事務所の職員
沖繩国税事務所	国税庁長官 国税局又は沖繩国税事務所の職員
文部科学省	文部科学事務次官 文部科学審議官
日本芸術院	文化庁長官 文化庁の次長
文化庁の次長	日本芸術院の職員
厚生労働省	厚生労働事務次官 厚生労働審議官 医務技監
農林水産省	農林水産事務次官 農林水産審議官
農林水産省	農林水産事務次官 農林水産審議官
林野庁森林技術総合研修所	林野庁長官 林野庁の次長
森林管理局	林野庁森林技術総合研修所又は森林管理局の職員
林野庁の次長	林野庁森林技術総合研修所又は森林管理局の職員
水産庁漁業調整事務所	水産庁長官 水産庁の次長
水産庁の次長	水産庁漁業調整事務所の職員
経済産業省	経済産業事務次官 経済産業審議官
国土交通省	国土交通事務次官 技監 国土交通審議官
気象庁気象研究所	気象庁長官 気象庁の次長
気象衛星センター	気象庁長官 気象庁の次長
高層気象台	気象庁長官 気象庁の次長
地磁気観測所	気象庁長官 気象庁の次長
気象庁の次長	気象庁気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所、気象大学校、管区気象台又は沖繩気象台の職員
海上保安庁海上保安大学校	海上保安庁長官 海上保安庁の次長 海上保安監
海上保安学校	海上保安庁長官 海上保安庁の次長 海上保安監
管区海上保安本部	海上保安庁長官 海上保安庁の次長 海上保安監
海上保安庁の次長	海上保安庁海上保安大学校、海上保安学校又は管区海上保安本部の職員
海上保安監	海上保安庁海上保安大学校、海上保安学校又は管区海上保安本部の職員

会計検査院	環境省
会計検査院の事務総長	環境事務次官 地球環境審議官 会計検査院の事務総局長 会計検査院の事務総局次長